

第 1985 回定例研究会報告要旨（6 月 21 日）

豪州 GMO 規制の動向と課題

渡部 靖夫

本報告では、豪州における遺伝子組換え体（GMO）規制を概観し、当該規制の下での遺伝子組換え作物（GM 作物）生産と GM 食品表示の最新動向を紹介するとともに、今後の同国の GMO をめぐる課題を明らかにした。

GMO 規制には、大きく分けて環境放出規制と食品安全規制（表示規制を含む）の二つがあり、豪州では、いずれについても 2001 年に新たな制度を施行し、現在に至っている。

まず GMO の環境放出に関しては、遺伝子技術法（GT 法）に基づく規制が行われている。この規制の特徴は、農作物に限らず GMO 全体の取り扱いを横断的に規制する、強い独立性と権限をもった遺伝子技術規制官（GTR）が設置されていることである。豪州国内ではこの GTR による免許が交付されない限り GM 作物栽培をはじめとする GMO の取扱いは原則として禁止されている。こうした規制の下で現在までに国内で商業栽培が認められている GM 作物は綿と菜種（カノーラ）の 2 作物である。

綿については、害虫耐性のある GM 品種が 1996 年以降栽培されてきていたが、農薬削減効果の高い新品種（ボルガード II）の導入によってさらに普及が進み、現在では栽培面積の約 8 割が GM 綿によって占められる状況にある。一方、GM カノーラ（除草剤耐性）については、連邦政府の GTR から免許が交付されたにもかかわらず、各州政府独自の判断で当面の栽培が凍結されている。

その背景には、①州レベルでは今後の非

GM カノーラ需要の増加や価格プレミアムに対する期待と GM カノーラ混入への懸念が強いこと、②カノーラは小麦、大麦に次ぐ主要穀物であり関係者も多いことから、綿に比べてコンセンサスづくりが困難であること、③ GM 作物栽培導入に反対する生産者や消費者の団体の動きが活発であることがあるものとみられる。こうした中央政府と地方政府との GM 作物栽培導入をめぐる対立は、豪州のみならず EU、米国そしてわが国においてもみられる世界共通の現象となっている。

もう一つの規制である GM 食品の安全性評価については、ニュージーランドとの共通食品基準規範に基づいて実施されており、現在までに 23 種類の食品が承認を受けている。また表示に関しては、同じ規範に基づいて EU 並みの厳しい表示義務（非意図的混入 1 % 以下は義務対象から除く）が課されている。しかしながら、わが国同様に消費者の GMO に対する不安が強いこともあって、実際には“GM Free”のような、いわゆるネガティブ表示が市場で氾濫している状況にある。むしろこうした表示が消費者を誤認させるとして問題になっている事例（GM Free 鶏肉）もみられる。

こうした状況の中で、連邦政府を中心に、GM / 非 GM 分別システムの導入検討、GMO に関する啓蒙普及、GM 作物動向の経済分析等に取り組んではいるが、当面事態の進展はなさそうである。いくつかの州において栽培凍結期限が切れる 2006 年になって州政府がどう対応するかが重要な鍵となろう。豪州の今後の動向は、国際的な GM 作物貿易にも少なからぬ影響を与えるものとみられ、引き続き注目していく必要がある。